



住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保を目的とした給付金です。

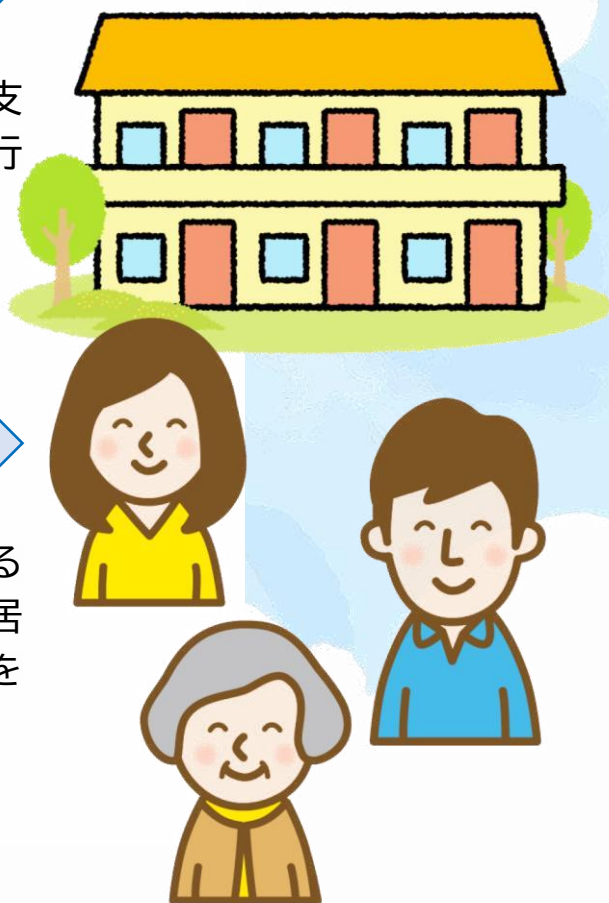
就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。





家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任ではない解雇や会社の倒産などの理由で、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産が以下①と②に当てはまること。

①収入が、基準額(※1)＋家賃額(※2)より少ない

※1 今治市の場合：単身世帯7.8万円、
2人世帯11.5万円、3人世帯14万円

※2 限度額あり：単身世帯3.2万円
2人世帯3.8万円、3人世帯4.2万円

②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、次の金額以下

今治市の場合：単身世帯46.8万円
2人世帯69万円、3人世帯84万円

○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)

支給額・支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。支給期間は原則3か月です(最長9か月)。
原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接振込みます。



転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。

○家計改善の相談をしながら、転居することで家計が改善すると認められること。

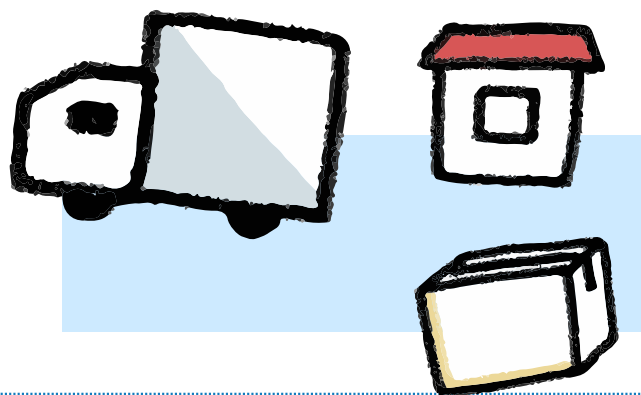
支給額・支給対象

転居に関する費用(上限があります)

○初期費用(礼金・仲介手数料・家賃債務保険料・住宅保険料等)

○家財の運搬費用等を支給します。

※ただし、支給対象外(敷金・前家賃)となる経費もあります。



お問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所本庁 第1別館 1階
今治市生活自立相談支援センター(くらしの相談支援室)

TEL:0898-36-1513